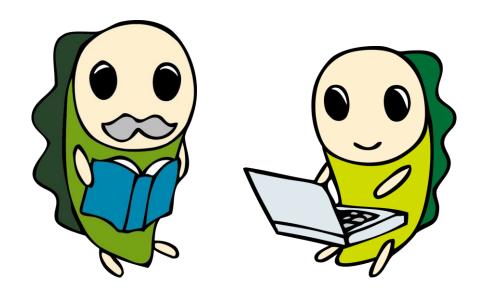
7 税 務 · 財 政



<用語の解説>

【税務】

特別区税	一般に「住民税」と総称されている地方税のことで東京 23 区(特別区内)での呼び方。23 区では、特別区税のうちの「特別区民税」と都税のうちの「都民税」の二つを合わせたものをいう。
源泉所得税	会社などの源泉徴収義務者が、所得のある者に代わって国へ納める税金
復興特別所得税	東日本大震災の復興を目的として、平成25年から25年間にわたり基準所得税額の2.1% が課される特別税
復興特別法人税	東日本大震災からの復興財源に充てるため、平成 24 年 4 月1日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日まで、通常の法人税に上乗せして徴収される特別税で、税率は 10%
地方法人税	平成 26 年 10 月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人が納税 義務者となった国税
調定	長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為
収入済額	当該年度に調定したもののうち、出納整理期間までに納入されたもの
普通徴収	区長等が条例で定める方法により税額、納期、納付場所などを記載した納税通知書を当該納税者に交付して地方税を徴収すること
特別徴収	事業主等の特別徴収義務者が従業員に代わり、給与から個人住民税を差し引き納入する 制度

【財政】

一般会計	官庁会計における区分の一つで特別会計に属さない財政を包括的・一般的に経理する会 計
後期高齢者医療 事業会計	75 歳以上の高齢者(65 歳~74 歳で一定の障害があり、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者を含む。)を対象とした医療制度で、区は制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合への納付金及び区が実施する保健事業にかかる経費などを計上している。
中小企業勤労者 福祉事業会計	旧財団法人杉並区勤労者福祉協会の事業を引き継ぐために平成 24 年度に設置。中小企業で働く勤労者の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とする。
特別区財政調整 決算額	大都市制度としての都区制度の特殊性を踏まえて、都区間の事務配分や税配分等の特例 に対応して、都と特別区及び特別区相互間の財源を調整する交付金の執行・実績を明らかにした額
当初予算額	年度開始前に組まれる予算額
予算現額	会計年度中において、その時点の予算額をいい、予算執行の対象となる金額。当初予算額、補正予算額及び繰越額の合計である。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果・実績を表示するため調製される計算表
支出済額	当該年度の歳出のうち、出納整理期間までに支出されたもの
収入済額	※【税務】の用語参照